

「よい食・環境 鹿児島県民フォーラム」規約

第1条（目的）

21世紀をむかえ、安心して安全な食料、豊かな自然と環境を次の世代につなげていくため、「暮らしといのち」の源である食料と環境について、立場や地域を越えて、手を携え、共に考え、行動する県民運動を展開する。

第2条（名称）

このフォーラムは、「よい食・環境 鹿児島県民フォーラム」と称する。

第3条（構成）

- (1) このフォーラムの役員として、代表1名、副代表2名を設置し、実行委員会が選出する。
- (2) 代表・副代表は、運営の指導・助言を行う。
- (3) このフォーラムに実行委員会を設置する。
- (4) 実行委員会は、委員の互選により、役員として委員長1名、副委員長2名、監査委員2名を選出する。
- (5) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (6) 委員の欠員が生じた場合において、後任は、委員長・副委員長の協議のうえ、実行委員会で決定する。
- (7) 実行委員会は、活動計画、収支予算等を策定する。また、収支決算の報告・承認は、実行委員会にて行うこととし、承認後フォーラムホームページで公開することとする。

第4条（活動）

このフォーラムは、第1条の目的を達成するため、次のような活動を行うこととする。

- (1) 会員の相互の連携を図り、相互理解を深める取組み
- (2) 水・緑・食に関するシンポジウム等の開催
- (3) その他、目的を達成するため必要な活動

第5条（加入・脱退・変更）

- (1) 団体の加入・脱退・変更については書面で行うものとする。なお、脱退については2月末までに申請し、当該年度末に脱退するものとする。
- (2) 個人の加入・脱退・変更については原則として、フォーラムホームページ上で行う。

第6条（運営経費）

- (1) 団体については年会費2万円とし、原則として毎年8月末までに事務局へ納入するものとする。
- (2) 個人については無料とする。
- (3) 個人・団体などからの寄付金も受け入れられることとする。
- (4) フォーラムなどを実施する場合は、負担金を徴収する。

第7条（事務局）

事務局は、当面の間、JA鹿児島県中央会に置く。

第8条（会計期間）

会計期間は4月から3月とする。

第9条（その他）

その他必要な事項は実行委員会が協議して決定する。

附則

第3条（5）の規定については、平成27年4月1日から適用する。

施 行 平成21年6月15日

一部改正 平成28年3月31日